

## 監査証明の例

### 独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

○○株式会社 取締役会御中

○○ 監査法人

公認会計士 ○○○○ 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

#### ①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

#### ②限定付適正意見の文例

会社は、……について、……の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば……を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### ③不適正意見の文例

会社は、……について、……の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば……を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円過大に、当期純利益は○○百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計参与報告書の文例

平成×年×月×日

### 会計参与報告

○○株式会社 会計参与 ○○○○ 印

- 1 私と○○株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
  - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共に計算関係書類を作成すること
  - (2) 会社は申述書を私に提出すること
  - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
  - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が○○株式会社の経理担当の取締役の○○○○氏と共同して作成した書類  
○○株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
  - (1) 試算の評価基準及び評価方法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
  - (3) 引当金の計上基準
  - (4) 収益及び費用の計上基準
  - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。  
総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等  
総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共に計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の収集及び調査の結果  
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役○○○○氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。  
研究開発費の会計処理  
有価証券の時価評価の方法

以上